

JT株式の第4次売出しに係る主幹事証券会社審査要領

(注) この文書は、日本国内におけるいかなる有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘（以下、「勧誘行為」という。）を構成するものでも、勧誘行為を行うためのものでもありません。JT株式の実際の売却を行う際には、金融商品取引法等の関連法令上必要な手続に従って、これを行うこととなります。また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行い、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

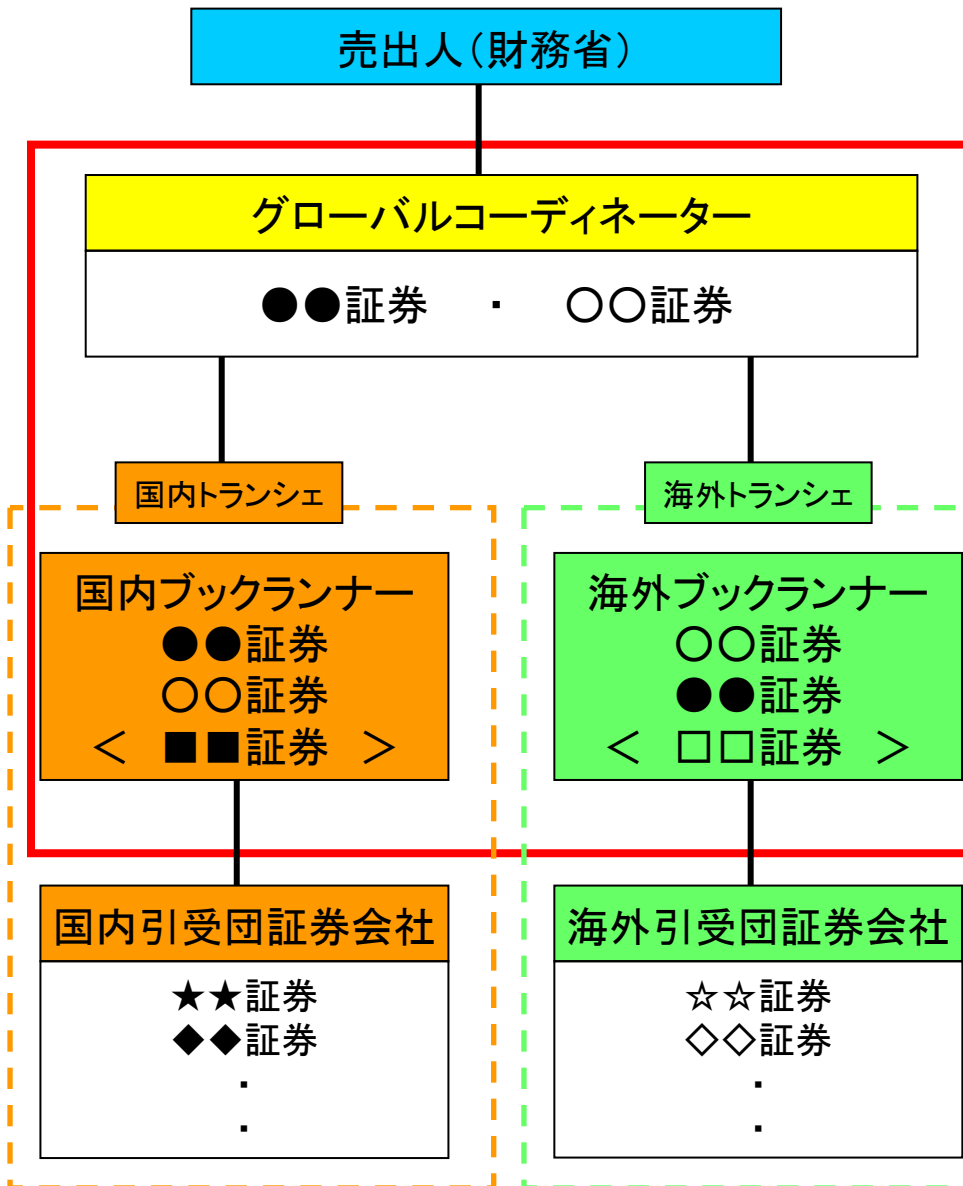
平成24年5月18日

財務省理財局

主な内容

- ・ 主幹事証券会社の選定手順としては、提案書に記載される過去の実績等の定量的要素等について審査（書類審査）した後、証券会社との面接により売出しに関する提案等を聴取・審査（口頭審査）するとの手順を踏むことが適当。
- ・ 売出しにおいて、国内証券会社たる主幹事と外国証券会社たる主幹事との果たすべき役割の相違に鑑み、国内証券会社と外国証券会社とで評価すべき項目に若干の差異を設けることは差し支えない。
- ・ 最終的な主幹事証券会社の選定に当たっては、書類審査における評点と口頭審査における評点の両者を総合的に勘案した上で、最もふさわしい社を選定することが適当。
- ・ 選定する主幹事証券会社の数、引受団の編成等については、基本的には、売却時における市場環境、JT株式売出しを巡る状況、その時点における市場慣行等を踏まえ適切に判断すべき。

主幹事証券会社の役割について



主幹事の役割

グローバルコーディネーター

- ・ディール全体を束ねる役割
- ・全体的な作業の運営、販売戦略の検討・提案、スケジュールの管理
- ・両トランシェの需要結果を踏まえて、全体の配分を検討・提案

国内/海外ブックランナー

- ・各トランシェにおいて、計画通りの販売を達成するために引受団を運営
- ・販売面で最大限のコミットメントが求められる存在
- ・各トランシェ内での配分権限を有する
- 国内リテール投資家:引受団メンバーごとに配分を決定
- 国内/海外機関投資家:個別投資家ごとに配分を決定

「JT株式の第4次売出しに係る主幹事証券会社審査要領」

1. 基本方針

- (1) 国内区分応募会社及び海外区分応募会社から2社程度を主幹事証券会社（グローバルコーディネーター、ブックランナー）として選定することを基本とする。
- (2) 書類審査の段階で、口頭審査の対象とする証券会社を、国内区分応募会社3～5社程度、海外区分応募会社4～6社程度に絞り込む。

2. 書類審査

- (1) 欠格条項に該当する社を除外する。
- (2) 各項目毎の評点の割り振りは国内区分応募会社と海外区分応募会社のグループ毎に以下のとおりとし、各項目の下の小項目に更に評点を割り振る。

	国内区分応募会社	海外区分応募会社
・ 民営化食料品案件における主幹事等の実績	5	5
・ 民営化非食料品案件における主幹事等の実績	3	10
・ 非民営化食料品案件における主幹事等の実績	2	5
・ 日本株式案件における主幹事等の実績	10	10
・ JT株式への取組みについての実績	10	5
・ その他国内・海外における販売力等を示す指標	10	5

- (3) 評点については、小項目毎に、（国内・海外のそれぞれのグループ内で）1位の社を満点とし、2位以下の社は、各小項目に係る計数の1位の社の計数に対する比率で換算し、小数第2位を四捨五入する。
- (4) 各項目（小項目）の評点を合計した数値を書類審査における合計評点とする。

「JT株式の第4次売出しに係る主幹事証券会社審査要領」(続)

3. 口頭審査

- (1) 評定者は、理財局次長（財投担当）、財政投融資総括課長、財政投融資企画官の3名とする。
- (2) 各項目毎の評点の割り振りは次のとおりとする。

・ JT株式に関する調査・分析の内容等	10
・ JT株式の販売戦略	30
・ 投資需要の見込み方	20
・ 需要積み上げの方法等	20
・ 引受団の編成等についての考え方	10
・ 売却日程についての考え方	20
・ 手数料の水準等	30
・ 法令遵守体制・担当チームの組成等	20
- (3) 各項目毎にいくつかのチェックポイントを設け、チェックポイント毎に評点を割り振る。
- (4) 各項目の評点を合計し、各評定者による当該合計値を平均した数値を口頭審査における合計評点とする。

4. 総合評価

- (1) 書類審査の合計評点（40点満点）と口頭審査の合計評点（160点満点）とを単純合算したものを総合評点（200点満点）とする。
- (2) 原則として、国内区分応募会社、海外区分応募会社の中でそれぞれ総合評点の順位に基づき主幹事証券会社とする。